

上野原西小学校 学校再開ガイドライン

(上野原市教育委員会からの確認事項を受けて)

令和2年5月20日
上野原市立上野原西小学校

「新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言」より抜粋

学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、学校に子どもが通うことは困難であり、**一略一** 社会全体が、長期間にわたりこの新たなウイルスとともに生きていかなければならないという認識に立ち、その上でも子どもの健やかな学びを保障することとの両立を図るため、学校における感染症及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始し、その評価をしながら再開に向けての取組を進めていくという考えが重要である。

学校における新型コロナウイルス感染症に対策に関する懇談会から

(令和2年5月1日 文部科学省)

(1)学校再開時の感染予防対策について ※教室以外に「密の場面」が多くあることを確認すること
※ポイントは3つの密が重なる場を徹底的に避けること

○スクールバス

- ・車内の消毒
- ・車内の換気
- ・座席の指定
- ・マスクの着用

※感染リスク回避のために保護者による送迎を積極的に依頼する。

※発熱、体調不良の児童生徒は登校しないことの事前指導を行う。

○登校時

- ・原則としてマスク着用
- ・一定の距離(1～2m)を保って登校する。
- ・玄関での密集については状況を確認し、心配される場合は対応する。
- ・玄関または教室での手指消毒を実施する。
- ・体温等健康チェックカードの提出(回収とチェック)

※回収とチェックは教室または玄関等で行う。

○平熱を記入させ、発熱の状態を確認させる。0.5度以上は発熱とする。

○授業中 ※養護教諭に授業観察をお願いして感染防止のための指導を行う。

- ・児童生徒の机の位置を可能な限り離す。
- ・児童生徒の密集や接触を避ける。
- ・可能な場合は常時窓を開け換気する。高温や低温の際の換気は注意する。
- ・換気の目安は、1時間に10分程度行うこととする。
- ※県から配布の換気チェックカードを活用する。
- ・特別教室等への移動は一定の距離(1～2m)を保つように指導する。
- ・学用品の貸し借りはしない。
- ・教具を使う前後は手洗いを行う。
- ・図書室の利用前後は手洗いを行う。

○休み時間

- ・ 休み時間の過ごし方における密集の状態を確認する。(授業中よりも密集や密接がある)
- ・ 休み時間に発生する「密集」「密接」を避ける指導を行う。
- ・ 小学校では遊具の使用を認めるが、指導の徹底を図る。
 - 一定の距離(1～2m)を保って、順番を待つ、遊ぶ。
 - 友だちに触れることを避ける。
 - 遊具で遊んだ手で目や口を触らない。
- ・ 玄関での密集については状況を確認し、心配される場合は対応する。
- ・ トイレ後や休み時間後の手洗いの徹底を図る。
- ・ 状況により、アルコール等での手指消毒を行う。
- ・ 休み時間もマスク着用を基本とする。
 - 遊びや活動の状況によっては、マスクを着用しないこともある。
 - 気温の高い時期には、熱中症等を予防した対応をする。

○給食時

- ・ 手洗いを徹底する。(特に、当番は丁寧に行う)
- ・ 提供する給食の内容(品数の少ない献立について検討する)
- ・ 配膳の工夫(配膳時間の短縮、実態に応じて教師による配膳を行う等)
- ・ 食事時の感染防止策(席は全員同一方向にするなど)
- ・ 片付けの工夫(片付け時間の短縮等)
- ・ 給食前 机などは清潔な台ふきんで「水ぶき」する。
- ・ 給食後 配膳台、ワゴンは薬剤で消毒する。

○清掃時

- ・ 私語はしない ・ 密接を避ける ・ マスク着用
- ・ 基本は通常通りの清掃を行う。(場所によっては、水ぶき・洗剤使用の回数を増やす)
- ・ 清掃後は手洗いをを行う。
- ・ 清掃用具は常に清潔にする。

○下校時

- ・ 玄関での密集については状況を確認し、心配される場合は対応する。
 - 時差をつけて教室から出す。
- ・ 原則としてマスク着用
- ・ 一定の距離(1～2m)を保って下校する。

※手洗いは、石けん(ハンドソープ)を使用して行うことを基本とする。

○その他

- ・児童生徒の発熱を確認した場合の対応（症状がなくなるまで自宅で休養）

○保護者に体温と体調から適切に欠席の判断をしてもらう。

○感染症対応として、長い時間保健室で預かることを避けるため、学校で発熱が確認され自宅での休養が必要な場合において、できるだけ早く保護者に迎えに来てもらう。

- ・放課後において消毒作業を行う。（1日1回）

○水道、トイレのレバー

○手すり、ドアノブ、電気スイッチ

○その他児童生徒が触れる部分

- ・教職員の健康管理を行う。

○健康観察シートにより、朝・夕検温し、呼吸器症状その他の様子について健康チェックを行う。

○発熱や呼吸器症状等に異常があった場合は、校長に申し出る。

(2) 学校の感染予防対策の工夫について

○感染予防対策のための保健指導を行う。

※指導内容の充実を図るとともに市内統一した指導をする。

- ・感染のリスクを自ら判断し避ける行動できる保健指導を推進する。

- ・正しい知識や感染症対策について発達段階に応じた保健指導を計画する。

※学級指導で指導の徹底を図る。

○児童生徒に「新しい生活様式」を身につけさせる。

- ・マスク着用や人と一定の距離(1～2m)を保った生活など「新しい生活様式」を理解させ、実行できるようにする。